

個人名義の場合

申請者住所、連絡先、氏名、生年月日をご記載ください。

法人名義の場合

法人番号、登記上の本社所在地、連絡先、法人名、代表者氏名をご記載ください。

記載例

新規に許可を取得する場合は新 月 日 規に○をつけてください。

営業許可の情報は国のオープンデータとして公開されます。チェックをつけなかった場合、個人の氏名、住所等も公開されます。

書・営業届（新規、継

に基づき次のとおり関係書類を提出し

※以下「個人情報データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。申請者または出請者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

申請者・届出者情報	郵便番号： 164-0001	電話番号： 03-3382-6664	FAX番号： 03-3382-6667
	電子メールアドレス： △△△@×××.×		
	申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地 東京都中野区中野二丁目17番4号		
	(ふりがな) かぶしきかいしゃ なかの	法人番号： (法人の場合に記載)	
営業施設情報	申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 株式会社中野 代表取締役 中野 太郎		生年月日 (個人の場合に記載) 年 月 日生
	郵便番号： 164-0001	電話番号： 03-3382-6	該当する資格に○をしてください。 食管：食品衛生管理者 食監：食品衛生監視員 調：調理師 製：製菓衛生師 栄：栄養士 船舶：船舶調理士 と畜：衛生管理責任者（と畜場法）食鳥：食鳥処理衛生管理者 都道府県知事の講習会：受講した都道府県と受講日を記載ください。
	電子メールアドレス： △△△@×××.×		
	施設の所在地 中野区中野二丁目17番4号		
(ふりがな) まるまるなかのてん			
業種に応じた情報	施設の名称、屋号又は商号 ○○中野店		食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥 都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む） 東京都 ○年○月○日
	(ふりがな) なかの たろう	業種 食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥	
	食品衛生責任者の氏名 中野 太郎	お店の所在地、屋号、連絡先等の店舗情報を記載してください。	
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装 調理食品（飲食店営業）、酪農製品（乳類販売業）		
営業届出	自動販売機の形	業態 飲食店（寿司屋、居酒屋、カフェ、総菜屋など）	飲食店の場合は、和食店、中華料理店、イタリアンレストラン、焼き肉店、居酒屋などの業態を記載してください。
	別表1の一覧「主として取り扱う食品等」欄より該当するものを選んでご記載ください。 許可業種と届出業種のそれぞれについて記載してください。		
	指定成分等含有食品を取り扱う施設	<input type="checkbox"/>	
	輸出品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	<input type="checkbox"/>	
営業届出	営業の形態 1 乳類販売業	備考	
	手続きの担当者の氏名、電話番号を記載してください。（上記申請者と同一の場合は不要）	営業届出も併せてある場合は、営業の形態を別表2から一つ選んで記載してください。	
担当者	(ふりがな) なかの じろう 担当者氏名 中野 次郎	電話番号 △△△-△△△△-△△△△	

【許可のみ】

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係 該当なし <input type="checkbox"/>			
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>		
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>		
	(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうち(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。			
営業施設情報	令第13条に規定する食品又は添加物の別 <input type="checkbox"/> ①全粉乳 (容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの) <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂 (脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑩ショートニング <input type="checkbox"/> ⑪添加物 (法第13条第1項の規定により規格が定められたもの)			
	(ふりがな)	資料		
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任(変更)届」も別途必要	受講し 講習会		
	使用水の種類 ① 水道水 (<input checked="" type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道) ② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水	自動車		
建築様式	鉄骨・鉄筋コンクリート・ブロック・石造・煉瓦・木造モ)			
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設 <input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設 <input type="checkbox"/>		
	ふぐの処理を行う施設 <input type="checkbox"/>			
	(ふりがな)	認		
	ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合	該当する場合は、別途手続きが必要になりますので、中野区保健所にご相談ください。		
添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面 (事業譲渡の場合は省略可) <input type="checkbox"/>			
	<input type="checkbox"/> 水質検査の結果 (飲用に適する水使用の場合) <input type="checkbox"/>			
事業譲渡	営業を譲り受けたことを証する旨			
		許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考
	1	年 月 日	飲食店営業	
	2	年 月 日		
	3	年 月 日		
4	年 月 日			
備考				

收受印	收受番号	料金収納済印	合計手数料印
	営業届出 1. 営業許可業種 2. 1. 3. 2. 4. 3. 5. 4.		合計手数料 <hr/> ¥ <hr/> 生活衛生課

別表1 主として取り扱う食品等

分類	主として取り扱う食品等
自動販売機	飲料自動販売機 食品自動販売機
農産食品	米穀 麦類 雑穀 豆類(種子用及び未成熟のものを除く。) 粉類(雑粉、豆粉、いも粉等を含む。) でん粉 野菜 果実 その他の農産食品
畜産食品	生鮮肉類(冷蔵又は冷凍鮮肉を含むが冷凍食品は除く。) 乳 食用鳥卵 はちみつ その他の畜産食品(加工製品を除く。)
水産食品	魚類 貝類 水産動物類(魚類、貝類及び海産ほ乳類を除く。) 海産ほ乳動物類 海藻類
農産加工品	野菜加工品 果実加工品 茶、コーヒー及びココアの調製品 香辛料 めん・パン類 穀類加工品 菓子類 豆類の調製品 その他の農産加工食品
畜産加工食品	肉製品 酪農製品 加工卵製品 その他の畜産加工食品
水産加工食品	加工魚介類 加工海藻類 その他の水産加工食品 調味料及びスープ
その他の食料品	食用油脂 調理食品 他に分類されない食料品
飲料、氷	アルコールを含まない飲料 アルコールを含まない飲料含む飲料(医薬品を除く。) 氷
添加物	添加物
器具	合成樹脂製の器具
容器包装	合成樹脂製の容器包装

別表2 営業の形態(届出業種)

営業の形態	
1	魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)
2	食肉販売業(包装済みの魚介類のみの販売)
3	乳類販売業
4	冰雪販売業
5	コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)
6	弁当販売業
7	野菜果実販売業
8	米穀類販売業
9	通信販売・訪問販売による販売業
10	コンビニエンスストア
11	百貨店、総合スーパー
12	自動販売機による販売業(5コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)及び営業許可の対象となる自動販売機を除く。)
13	その他の食料・飲料販売業
14	添加物製造・加工業(食品衛生法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)
15	いわゆる健康食品の製造・加工業
16	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)
17	農産保存食料品製造・加工業
18	調味料製造・加工業
19	糖類製造・加工業
20	精穀・製粉業
21	製茶業
22	海藻製造・加工業
23	卵選別包装業
24	その他の食料品製造・加工業
25	行商
26	集団給食施設
27	器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)
28	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの
29	その他